

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年8月27日 08時00分ごろ
発生場所	福岡県宗像市勝島北方沖 神湊港北防波堤灯台から真方位316° 1海里付近 (概位 北緯33° 52.0′ 東経130° 28.3′)
事故の概要	プレジャーボート遼寧は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年8月29日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 遼寧、総トン数なし（長さ2.42m）
船舶番号、船舶所有者等	235-34954（船舶検査済票番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 3m/s、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約0.7m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り道具、クーラーボックス、燃料タンク等を積み込み、釣りをを行う目的で、宗像市神湊の砂浜を出航し、勝島北方沖を北西進していた。</p> <p>本船は、船長が、船首側に置いていたクーラーボックスが船体の動揺で動くので船尾側に移そうと思い、船外機のチラーハンドルの先端にあるスロットルグリップを離したところ、右方に急旋回して右舷側に傾き、海水が船内に流入して右舷船尾部から沈下し、右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、約150m泳いで勝島北側の海岸に上陸した後、水難救済会神湊救難所の救助船に救助された。</p> <p>本船は、救助船にえい航され、福岡県宗像市神湊港に入港した後、陸揚げされた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、船外機のスロットルグリップから手を離したとき、クラッチシフトレバーがF（前進）の状態であったが、右舵を取った記憶はなかった。</p> <p>船外機は、運転中にスロットルグリップから手を離した場合、回転数が維持されるものであった。</p>
分析	本船は、勝島北方沖を航行中、船長が船外機のクラッチを前進とした状態でスロットルグリップから手を離したことから、右方に旋回して右舷側に傾き、海水が船内に流入し、転覆したものと考えら

	<p>れる。</p> <p>本船は、船長が船外機のスロットルグリップから手を離した後、右舵が取られた状態になったものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、勝島北方沖を航行中、船長が船外機のクラッチを前進とした状態でスロットルグリップから手を離したため、右方に旋回して右舷側に傾き、海水が船内に流入し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船外機を使用して航行する際は、クラッチを前後進とした状態でスロットルグリップから手を離さないこと。